

メイヤー著『マックス・ウェーバーとドイツの政治』
——政治社會學的研究——

Jacob Peter Mayer; Max Weber and German Politics.

——A Study in Political Sociology——
2nd. revised enlarged edition, 1956
(London). 160 pp. [1. ed. 1944]

林 武

一 はしがき

この數年來ヨーロッパ諸國は、それぞれの國情や問題情況と密接に關連したいくたのすぐれたウェーバー研究を發表しているし、いくつかものはドイツ語譯されている。

本書が注意をひくのは、イギリスの政治學者の手になるウェーバー研究であるところから、イギリスにおける一般の問題關心のあり方にせまる一資料だからである。

著者メイヤー⁽²⁾におけるウェーバー研究を支えるものは、ウェーバー政治理論の紹介と検討とを通じて、いわゆる「ドイツ問

題」への導きの糸を示そうとする意圖である。だからウェーバーの政治論を紹介しながら、どんな意味を政治理論が彼の巨大な社會科學の諸領域にまたがる研究業績において占めるのか。また「政治理論こそウェーバー體系の中核である」のは何故なのか。ということとその歴史的背景と個人的事情との融合のうちに追究してウェーバーの思想體系の持つ歴史的性格を明らかにしようとしている。逆に言えば、學問的作業たるウェーバー研究と現在の實踐的課題たる「ドイツ問題」との關連は、ドイツ・ブルジョワジーの傳統と矛盾とをそのままウェーバーの政治理論が代表しておる故に、その自由主義・民主主義的要素にもかかわらずナチズムに克服される原因を内包するものであったことの分析から、明らかにされるのである。

したがって、本書はドイツ自由主義の性格・基盤・矛盾・曲折等を第三帝國への序曲としてかえりみるもので、このことを介して「ドイツ問題」に發言せんとするものである。

メイヤーによれば、おどろくほど強烈なウェーバーの政治的關心と認識とが學問的體系構成において、原理にまで高められていることから、その思想體系は一八八〇年から一九二〇年までのドイツ政治の主要な特徴を完全に反映させているのである。ピスマルク亡きあとドイツの政治的生命を如實に反映させている思想家はマックス・ウェーバーを除いて他になく、また全ヨーロッパ的展望からしても時代を代表する総合的政治哲學の樹立という點ではイギリスのグレアム・ウォーラス、フラン

スのジョルジュ・ソレルと共に「最後の人」なのである。⁽³⁾

こうした著者の狙いは次の様な叙述の構成となっている。

本書の成立事情をのべた「序文」では、著者が一九三四年以来の研究によるものであること、一九四〇年ドイツ軍のロンドン大空襲下において執筆したウェーバーに關するモノグラフがあること、その後英國政黨の比較社會學的研究に従事しており他日完成する筈の「政治社會學」の著作に先立つものが本書であること、などを知らされる。また著者の親しい人たちに R・H・トウネイや H・ラスキーがあることも記されている。

本文は、ウェーバーの出生からフライブルグ大學就任までの間に、すでに晩年の政治哲學のはっきりした芽生えがあり、國民主義者として成熟した政治思想をもつに至る道程を描いた「修業時代」(一六一三七ページ) 政治と經濟への關心のたかまりが官僚制と資本主義との關連をみつけ、さらにこの關連の問題的性格をえぐる「普遍的視角」universal aspect の獲得が社會學の構想に發展しながらも、マキャヴェリズムが依然信奉されていることを述べた「經濟學から社會學へ」(三八一七—一七二一) ウェーバーの自由主義・民主主義的政治思想すなわちイギリス流の議會政治の理想化とカリスマ的政治指導者の理念にもとづく、舊勢力に對する理論的活動を分析する「世界大戰と敗北」(七二—九二ページ) 講和會議の全權となつたりワイマール憲法の成立に貢獻した實踐的活動がドイツの政治的傳統

の不毛性にうたかたとなる事情の「革命と共和制」(九三—一〇一ページ) ウェーバーの基本的思考態度・世界觀・人間觀をまとめた「科學・價值・政治」(一一〇—一一八ページ) 「結語」という組立てである。

さらに卷末には、一九〇九年の社會政策學會における討論演説の英譯、トウネイのウェーバー批判が收められ、一八八二—一九二五年までのドイツにおける職業別社會構成比の圖表および各政黨の議席數と得票數(一八七—一九一二年、一九一九—一九三〇年)も付録されている。

(一) ドイツにおけるウェーバーへの關心や研究水準の高さは Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie (1952) の著者 J. Winckelmann が「Wirtschaft und Gesellschaft」に「國家社會學」を彼一流の見地で尠大なウェーバーの著作から編成しなおす試みによって付加し、「原著者のプラン」を尊重した第四版を編集したことに端的にうかがえる。(この間の詳細は第四版序文および Max Webers Opus Posthumum, Z. f. d. StW., 105 Bd. 1949) また D. Henrich: Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers (1952) はウェーバーの社會學の發想と人格概念との關係を扱っており、G. Lukács: Die Zerstörung der Vernunft (1956) はその一節でウェーバーを「帝國主義時代」の社會學者としてその「非合理主義」的性格を批判する。

フランスに於て R. Aron: *La sociologie allemande contemporaine*, 2. éd. (1950) [1. ed. 1936] がある。ドイツの社会学の二大潮流たる「体系的社会学」と「歴史的 sociology」との統一をウェーバーにみるものも一九五三年ドイツ語で出ている。Die deutsche Soziologie der Gegenwart, übersetzt u. bearbeitet von Irig. Fetscher. 本ドイツ語を中心にして昨秋邦訳を出版した。秋山・河原・中井譯「現代ドイツ社会学」

イタリアには C. Antoni: *Dallo Storicismo alla Sociologia* (?) がありその一部はドイツ語でウェーバーが取り上げられている。一九三八年頃よりの雑誌論文をまとめたものも一九五〇年ドイツ語に譯された。Vom Historismus zur Soziologie, übersetzt von W. Goetz. 歴史主義と「類型學的」社会学に移行する過程を一種批判的に考察したものである。

(2) 著者のドイツは *Political Thought in France* (1949) が邦譯(岩波現代叢書)されたことによつて廣く紹介された通りである。なお一九四四年に發行された本書は僅少の改訂・増補を経て第二版を得たものである。著者には邦譯で紹介された主要著作の外に次のものがある。(Hrsg.) *Der historische Materialismus. Die Frühschriften von Karl Marx*. 2 Bde. (1931). *Marx-Engels und der kapitalistische Staat*. (1931). *Eduard Bernstein und der*

Revisionalismus. Neue Blätter für den Sozialismus (1933). *The New Middle Class*. (in "Dublin Review, 1941) *Jacob Burckhardt or Escape from Politics* (ibid. 1941) *Political Thought: The European Tradition*, 2 ed. (1942); (in E. Kohn-Bramstedt on "Society and Political Thought in France.") *The Recollections of Alexis de Tocqueville* (1948) *Prophet of the Mass Age; A Study of Alexis de Tocqueville* (1939) 本著者の手記ドイツ語版を訳した。Alexis de Tocqueville, *Prophet des Massenzeitalters*. (1954)

(3) キンヤール著五十嵐譯「フランス政治思想史」(五ページ。Review)"

(4) *Die wirtschaftlichen Unternehmungen der Gemeinde*. SS. 412—416) 英語譯題名 *Max Weber on Bureaucratization* (pp. 125—131)

二 紹介

一八六四年、國民自由黨の政治家たる父と敬虔なユグノーの血をひく母との間に長男として生まれたマックス・ウェーバーは、政治的空氣を吸ひ宗教的要素を内に秘めて成長して行った。

父のサロンには多くの政治家・學者たちが集つて常に談論し

ていた。そのなかには反ビスマルク主義の碩學たち、ベニグゼン、リッカート(父)、ジヘル、ゴルドシュミット、ディルタイなどがいて、知的な少年にこの上なき環境であった。

「ワイマール憲法の準備期」であるこの時代的環境から若きウェーバーの學びとつたものは、(1)ドイツのレアル・ポリテイクの意味と特質であり、彼の政治社會學のライト・モチーフたる權力國家の理想であった。

ついで(2)巨大な政治力の實例、カリスマの實例をビスマルクにみてとつたのであった。

清教徒的な生活信条はチャンニングの説教集を読んだ時激しい感動を受けた。しかし、福音書の個人の倫理がそのまま國家間の倫理となつてゐることは斷じて承認しえなかつた。權力國家の理念を確認しそのことが隣人への愛とさえ考えられていた。ここに國民的權力國家と清教主義の二律背反的統一がある。

大學生としてのウェーバーは法律家たるべき訓練のなかで、マイトランド(Maitland)から學んで独自のスタイルをつくりあげ、その發想法を固め、グナイスト(Gneiss)の感化で英國流の議會主義を理想と考えるようになって行つた。

ウェーバーがその政治的所信を最初に表明したのは、社會政策學會の依頼で一八九二年「東エルベ地方の農業労働者の状態」を調査した際の報告においてであった。

東部農民の問題は國家的利害の見地から處理されるべきであ

って、ユンカー的經營に任されてはならない、よろしく東部國境を閉鎖すべしと要求した。

ウェーバーの世代にとっては、社會問題に國家が關與することは何の變哲もないことであつた。ここに父などの世代と大きな相違がある。

彼が自ら經濟的國民主義者たることを宣言し、社會政策學會に大きな反響を與えたフライブルグ大學での就任演説「國民國家と經濟政策」は、さきの農業事情調査にもとづいてゐる。

東部におけるドイツ農民の減少は、彼等が生活程度の低いポーランド農民にとつて代られるという經濟的理由だけではなく、むしろユンカーの中世的壓制からの解放を要求するドイツ農民の素朴な理想主義が潜んでゐることを指摘する。「私はプロシヤの農業政策を具體的に論ずるつもりはない。言いたいのはドイツの民族精神の擁護である。」それこそ「國民國家の任務」である。

「經濟學は國際的である。だが經濟政策は國家的利害と一致せねばならない。」

こう主張するウェーバーに、メイヤーのみるのは「經濟の局面への權力國家理念の適用」である。ウェーバーの言うことが正しければ、經濟的國際協力ということはすべて無意味なものとなる、と批評してゐる。

この就任演説は、英國の範例にならつて、經濟的に上昇する階級こそが國家百年の大計を考へる能力を持つべき任務がある

ことを説き、ドイツ・ブルジョワジの「政治的成熟」を要求している。

メイヤーはここで英國政治の傳統は、ウェーバーの言う様に權力國家の理念と結びついたものではないし、政治的傳統は他國に移植出来るようなものではない、と論駁している。

ハイデルベルグ大學に轉じたのちのウェーバーは、ヨーロッパ・アメリカを旅行して西洋文化の具體的生起とその將來に問題を見るようになった。これをメイヤーは「普遍的視角」の成立となづける。

一九〇四年の「ロッシュャーとクニス」・「客觀性」などの方法論上の諸勞作に初まるいわゆる「新局面」は、(「おそらくはジムメルの影響によって、一九〇五—一〇年頃」までに)一種の綜合的文化史の敘述として、また社會科學というほどの意味で社會學という用語を採用した。シナ・インドの比較において西歐資本主義の歴史的特性を社會學的に分析する仕事が始まった。

この仕事の基本的態度は、「合理化の進行の下で如何にして人間の自由と尊嚴とを維持しうるか」ということを問題とするものである。その點では「マルクスの再解釋」である。それは社會學の普遍的視角において官僚制の問題となつてあらわれている。

物的經營手段から分離された官僚群の増加、官僚制そのものは近代的合理主義の形式的側面をあらわすが、そのことによつ

て却つて實質的な合理性をますます疎外する。官僚は心情なき倫理の持主であるところから非政治的政治が官僚によって行われる。

この官僚制・官僚主義の新しいデスポティズムの脅威に對處するために、眞の政治的指導力・カリスマ的指導者をウェーバーは要請するのであった。

こうしたウェーバーの(政治)社會學的省察は、ドイツにおける舊勢力(官僚)の横行を憎み強力な政治指導力を期待する、現實的・具體的な政治情勢と密接な關係がある。

社會學の普遍的視角もまたドイツ的諸事情と無縁ではない。ウェーバーによれば、「すべての政治形象は權力形象」であり「國家はあらゆる物理的強力の正當性の根據である。」

ここにウェーバーの國民的權力國家の理念がある。この觀念こそはフライブルグ大學の就任演説以來のものであり、社會學の普遍的視角を支える近代社會の問題を世界的に自覺する歴史意識と同居している。換言すれば普遍的視角の獲得にもかかわらずなお國民主義が固持されているところにウェーバーの限界をみることが出来る。

政黨論においてもそうである。

「政黨とは、……集團的利害の仕事を任務とするものである」というとき社會學的抽象化のみがあつて、イギリスやフランスなどにおける政治的傳統と不可分の道徳的・倫理的要素をかえりみない缺點を持つ。

かかる「歴史的特性の過小評價」こそ、ウェーバーの政治理論が近代的大衆國家における指導力の問題でいくたの正當な指摘を持ちながら、心ならずもファシズムへの道を拓くものであった。

すなわち、ウェーバーの實踐的プログラムによれば、名望家・田紳などの舊勢力で構成される政黨は、合理的に運営される大衆的基礎を持つ新しい政黨にとって代られねばならぬのであった。そして、政治の場における官僚の横行を排除するために、大衆政黨を背景にするイギリス流の議會制度と強大な政治指導力ある大統領制に期待が寄せられた。

だがこの期待は政治的訓練の缺如したところでは、大統領選出が政黨間の權力争奪の渦のなかにひきずりこまれ・利用されて、危険なロマンチズムに終ってしまう。

ウェーバーの政治指導に對する理想はワイマル憲法に反映させられたが、法的訓練が大衆に滲透していないドイツでは、大統領に權力が集中する結果憲法の番人たる大統領が憲法の精神を破壊する事態さえ生む始末だった。ドイツの様に法ではなく恣意「Law versus Will」が優勢なところではウェーバーの如き指導者への期待は意圖とは程遠い歸結を生むものである。それというのもウェーバーの政治社會學の抽象的一面性・「歴史的特性の過小評價」のもたらすものである。

ナチズムへの反論として有効であったのはアクトン以來ラスキーにいたる多元的國家論であった。

はからずもナチズムへの道を用意することになったウェーバーの政治哲學（IIカリスマ原理）は經濟哲學にも持ちこまれていた。

計畫經濟論などというものはディレッタント好みの無責任 *besinnungslos* なるものである、と言う時、それは經濟上の自由放任を主張するのではなく、政治・經濟など文化の諸領域における自由なる人間精神と能力との活動の餘地を残すことよってのみ、合理化の進行による人間精神の硬化に活力を與えようと信じているからである。

さらにカリスマ原理の經濟への適用もウェーバーの期待を裏切るものであった。

大戦敗北のあと舊勢力に代って共和制ドイツの政治的擔い手たるべきブルジョワジーは、ヴェルサイユ講和條約の苛酷さの故に「デモクラシーよりは利潤を求めて」國際的軍縮の動向にもかわらざる軍部と手を握り、戦時經濟・軍國主義の體制へと踏みきって行った。一方中産階級は、ビスマルクの帝國建設の過程ですでに犠牲にされてしまつたばかりか、戦後のインフレで息の根を止められていたのであった。

したがってまた、經濟におけるカリスマは階級的・社會的基盤を失っていたのであり、經濟的カリスマの擔い手として政治的に成熟して行くべき當事者たちがないという事情からドイツはまた指導的政治家を作り上げえなかつた。ウェーバーの政治理論は、その權力國家の理念を不問にしても、ドイツ自由主義

の歴史的悲劇を示すものである。

こうしたドイツ・ブルジョワジーへの期待が（社會學的に）「原理化」されている缺陷を現わすのは、ロシア革命（一九〇五年）に對する批評である。

ウェーバーは、ロシア革命の経過をたどって革命ロシアがどれほど西歐化するかという問題をにしている。この時、革命の成功を危んで次の様に言う。「下からの革命はブルジョワジーの援助と寛容とがなくては不可能である。それと全く同様に上から下への道を拓くこともブルジョワジーの支持なくしては果し得ないのだ」と。しかしこれはドイツ的背景の下に把握された認識を原理化してそのままロシアに適用し革命の將來を見誤ったものに外ならない。

第一次世界大戦もウェーバーにとっては戦われなければならぬ理由があった。ロシアの鞭から西歐を救うことこそドイツの榮光であると考えられていた。ドイツの政治史に空白をのこしたビスマルクでさえもツァーの鞭からドイツを守った點では偉大なのであった。こういうウェーバーの偏見・ロシア恐怖症は東部の農業事情調査の頃にまでさかのぼるアプリアオリな政治観であった。社會學的國家觀念からすれば承認しなければならぬ筈のボルシェヴィキ政府を拒否させるのも、この偏見の故である。ここにブルジョワ・ウェーバーの「階級的偏向」がある。またドイツ人のフランス憎悪を戒めたウェーバーには、當時のドイツの風潮とも合わない親英佛的西歐主義的立場の國民主義

がある。

總じて「政治論文集」を中心に考察を進める本書の著者は、ウェーバーの國家觀の否定・官僚主義の克服としてのカリスマの原理をブルラリズムへの傾斜から批評するから、當然ウェーバーの普遍的視角において「強調されすぎている合理化の問題性」（官僚制の問題性とその發展傾向）に批判的である。

官僚制の進行は西洋文化世界にとって不可避でありイギリスの法律制度も官僚化されるだろうと言うウェーバーの觀察は、イギリスにおける現實がこれを覆えている。

ウェーバーの思想體系には、政治的・文化的傳統の過小評價と西歐合理主義の發展傾向に對する社會學的過大評價がある、とメイヤーは言う。

ウェーバーの普遍的視角は資本主義の分析において多くマルクスに依存しながらも、兩者をへだてる年月はウェーバーをして歴史に潜む人間精神の潜在力を認識せしめ、そのことは「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」において示されている。にもかかわらず今日なお西歐諸國の文化的傳統のなかに宗教的倫理が政治と結びついて生きていることを見落してしまった。政治論にこのことがうかがいえる。

ウェーバーの、經濟的國民主義から普遍的社會學的體系化への發展も、それが眞に「普遍的」社會學たる實をあらわし得なかつた西歐中心の性格は、西歐合理主義の衝突のなかに東洋

の精神文化がその傳統の上に新しき世界創造の潜在力を示しつつあることを洞察しえなかつたというところにみられる。社會學が眞に普遍的であるならば、それはこうした潜在的な傾向をも十分意識しているものでなければならぬ、と著者は説く。

著者は、ドイツ問題への發言のなかでは、ドイツが經濟を再編成して平和經濟に移行することは國際的經濟協力なくしては不可能であることを注意している。

また、ウェーバーによって國民政黨ではないと激しく攻撃されたキリスト教政黨（特にカトリック）に言及している。

キリスト教的全體主義 Christian Collectivism の機構（=Kaplanokratie）はナチでさえ破壊出来ない組織力を持っていたのであつた。階級的基盤においては難多な矛盾さえふくむものであるけれども、この組織は戦争への深刻な反省に裏づけられている。未だ權力國家の理念を抱きつづける多くの人がびとがあるなかで、再びナチ化する傾向に對處するためには、この組織は、社會主義化してゆく労働者の運動に盲目ではおられないし、こうしたドイツのエネルギーをして日常卑近な仕事に素朴な英雄主義を覺えるような方向を與えることが出来れば、この組織こそ最も好ましいものである。

そして、國際政治に大きな影響力を持つ諸國もドイツの潜在力を自國の利益のために供することがあつてはならない、と結論する。

三 あとがき

本書の持つ全ての問題に觸れるためには私が適當である筈はない。このことを承知でなお若干の感想を記したい。

まずこのモノグラフィイからは著者の構想する政治社會學なるものを考えるのは無理である。政黨史的展望の色彩が可成り織り込まれているが、イギリス政黨の比較社會學的檢討に従事したあとの執筆という本書の成立事情とも關係があるかとも思われる。だが、このことはウェーバーの政治論の理解を助ける。

さらにロシア革命に關する大きな二論文は論文集に收められてないが、それが紹介されていることも有意義である。

けれども、ウェーバーの政治理論がナチへの道を拓くものであつたという指摘は、その蓋然性は大いに認めうるが現實性の點では、歴史的分析が具體的でないのでいくつかの疑問を持たざるを得ない。

歴史的経過を分析してない點では次のこともまた非常に重要な問題をふくむのではなからうか。すなわち、實踐的課題としてのドイツ問題への發言のなかでカトリック政黨を好意でみてゐるし、「ナチでさえ破壊しえなかつた」この組織の深刻な戦争への反省を高く評價しうるにしても、これは同時に、ナチでさえ破壊出来なかつたのは何故であるかを分析してから答へうるものである筈だ。この問題についての詳細な資料（それを著者は持っているらしい）を呈示してないことが、説得力を著しく

疎外している。

その上この實踐的課題たるものうちにドイツ統一の問題がふくまれていないのは、他の各所にみられる内在性の缺如と同様に、イギリスの問題情況・研究視角の著者への反映でもあろうか。

内容に則してこのことを考えてみよう。たとえば、ウェーバーが信仰と科學とを峻別することを要求して科學における價值判斷排除を提起したことを次の様に批評する。彼は、元來一致しているべき科學と倫理とを分裂させてしまったのである、と。

ウェーバーにとっては、科學者の倫理が科學の倫理なのであり、科學者の倫理も責任倫理の一環（『知的誠實』）として自覺的に意識されており、價值判斷排除の要求こそは實は却って科學の權威と價值とを擁護するための經驗主義的方法の主體的提示であって、表見的には分離されている科學と倫理とは研究者の主體性のなかできわめて強い倫理的色調の下に統一されているのである。

科學の使命と云い課題と云いそれは科學者における自覺を根底にする筈のものであり、著者の言う倫理なるものが社會的・政治的倫理であるならば、それは各研究者の倫理的自覺の上に具體的な科學政策なり政治一般なりへの研究者の主體的參加によって答えられるべきものとウェーバーは考えていた、と思

う。

ウェーバーには文化それ自體などというものはなく、一切のものは常に具體的な人間行為と關わらしめることによって初めて意味と價值とを獲得するのであって、科學と云い倫理と云いそれは何時も現代の人間に課せられたる「時代の精神」としての責任倫理と關連することによって人間的（または文化的）意味ある實體となりうるものである。科學とても倫理とてもその例外ではないし、科學と倫理とは統一されている。この點の追求が不足ではないかと思われるのである。

もとよりこうした紹介と書評が原著の持つ意義と價值とを損うことがあればその責任は全く私のものである。

(1) "Zur Lage der bürgerlichen Demokratie in Rußland, S. J. Givago und M. Weber, Zur Beurteilung der gegenwärtigen politischen Entwicklung Rußlands."

"Rußlands Uebergang zum Scheinkonstitutionalismus," (Arch. f. Sozialwissenschaft, Bd. 22, 23) 1906

(一九五七・三)
（一橋大學大學院學生）